

多機能型通所事業所「しらうめ」 開所5年目を迎えて振り返る -地域とつながる中で私たちができること-

藤井 鈴子[†]第73回国立病院総合医学会
(2019年11月8日 於 名古屋)

IRYO Vol. 75 No. 5 (408-411) 2021

要旨

南京都病院（当院）の位置する京都府南部地域では、平成26年度厚生労働省「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を契機とし、圏域保健所が中心となり、医療・保健・福祉・教育・行政等の各関係機関が協議して連携体制を構築する場として「顔の見える」ネットワークが形成された。平成26年以降、現在も、さまざまな立場のスタッフが地域の実状に即した重症心身障害児者支援のあり方を模索することを目的に、意見交換を行う取り組みを継続している。

当院もこのネットワーク構築の中心的役割を担い、地域の関係機関との「協働」を継続する中で、重い障害を抱えながらも住み慣れた場所での暮らしを望む重症心身障害児者の地域生活においては、いまだにその支援の大半が家族の介護力によって維持されていること、社会資源、とくに日中の活動場所が圧倒的に不足していることを認識し、平成27年春、通所事業所「しらうめ」の開所に至っている。

通所事業所「しらうめ」では、看護師が常駐して医療ケアにあたることで、重い障害があっても安心して預けられる（通うことのできる）環境を整えている。現在は約50名の利用登録があり、毎日定員である7名前後の利用児者が通って来る。また、医療職に加え、保育士や児童指導員といった福祉職を配置することで、さまざまな遊びや活動を通して成長や暮らしをサポートし、「あたりまえ」を大切にできるような場所として、本人および家族に寄り添ってきた。開所5年を迎える通所事業所「しらうめ」でのこれまでの取り組みの経過と成果を報告するとともに、今後、国立病院機構がさらに地域から求められる障害児（者）医療・福祉の拠点機関となるために、果たすべき役割について考察を加える。

キーワード 重症心身障害, 医療ケア, 通所, 地域生活

国立病院機構南京都病院 療育指導室 [†] 児童相談員

著者連絡先：藤井鈴子 国立病院機構南京都病院 療育指導室 〒610-0113 京都府城陽市中芦原11番地

e-mail : fujii.reiko.tp@mail.hosp.go.jp

(2020年5月25日受付, 2021年6月16日受理)

Looking Back on the 5th Year of Operation of the Multi-Function type Daycare Support Facility "Shiraume" : What We Can Do in Collaboration with the Community

Reiko Fujii, NHO Minami Kyoto Hospital

(Received May. 25, 2020, Accepted Jun. 16, 2021)

Key Words : SMID (Severe Motor and Intellectual Disabilities), PIMD (Profound Intellectual and Multiple Disabilities), medical care, daycare support, regional cooperation



写真1 「しらうめ」の環境, 家庭の雰囲気に近い環境を設定している

南京都病院のあゆみ —福祉サービスに係る変遷—

南京都病院（当院）は、昭和44年から48年にかけて、院内に重症心身障害児者病棟を開設し、以後、主に長期に入所されておられる方を対象として、その使命を果たしてきた。近年、医療技術の進歩や社会情勢の変化にともない、重い障害を抱えながらも在宅での生活を望む、あるいは、在宅での生活を余儀なくされている障害児（者）が年々増加している。このような障害児（者）が、地域において安心して豊かな生活を送るためのサポートをすることを目的に、また、当院の持つ重症心身障害児者医療・福祉の機能を活かすことを目的に、平成16年からは短期入所事業を開始、また平成27年には通所事業所「しらうめ」を院内敷地に開所した。

地域の現状と課題

当院の位置する、京都府南部山城北医療圏域は4市3町で構成され、管内総人口は約44万人。うち、圏域の実態調査において在宅での生活を送る重症心身障害児（者）は61名と把握している。この調査において、利用している支援についての設問を設けたところ「利用したいが対応できる事業所がない」との回答が半数を占める結果であった。このことから、重症心身障害児（者）が利用可能な福祉資源は、利用希望に対して絶対数が大きく不足した状況にある

ことが明らかとなった。

「利用できる資源の不足」、「医療・教育・福祉・行政等の関係機関が協議して連携体制を構築する場の不在」、「地域で活用可能な支援体制の情報共有が不十分」といった、地域の現状が明らかとなったことが、地域の課題を解決するための「継続して協議する場」をつくりたい！「利用できる資源」を増やしたい！との想いに繋がり、平成26年度厚生労働省の「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を取り組むこととなった。同時に、短期入所や外来にて関わりのある重症心身障害児者をもつご家族からの「支援学校卒業後に通える場所、過ごせる場所がどこにもないのです」との悲痛な声を受け、平成27年4月に圏域の福祉資源の1つとして「通所事業」を開所するに至った。

通所「しらうめ」の概要

南京都病院の通所「しらうめ」では、在宅で生活されている重症心身障害児および、障害支援区分5以上の方で主に医療的ケアを必要とされる方を対象に、生活介護・放課後等デイサービス・児童発達支援の3つの事業を1日7名定員で実施している。登録者数は、生活介護対象者が21名、放課後等デイサービス対象者が24名、児童発達支援対象者が7名の計52名となっており、そのほとんどが他事業所との並行利用となっている。医療機関の敷地内で実施する通所事業所ではあるが、「生活の場」であることを

大切に、自宅の環境に近い空間となるよう、フローリング敷のフロアや畳、木目調の家具をそろえる等の工夫(写真1)をしている。また、自然豊かな院内の広場への散策、季節に応じた壁面の制作に書道…といった個々の希望に沿った楽しい活動も「しらうめ」の魅力となっている。

また、①重症心身障害児者の看護に長けた看護師が常時ケアを行っていること、②同じく重症心身障害児者の専門的な療育やサービス調整に長けた保育士や児童指導員が支援を担当していること、③自宅での入浴が困難であるとの介護者からの声を受け、通所利用中に入浴支援を提供していること、④病棟での短期入所利用期間中の日中のみ「しらうめ」を併用利用できること、⑤通所利用前後にリハビリ専門職によるリハビリを受けることが可能であること等も利用者からは高い評価を得ている。

開設当初の平均利用者数は、0.9人/日という状況から始まったが、地道な広報活動が続けること、利用者ご家族のネットワーク・口コミも大いに影響し、順調に利用数は増え、平成27年度は2.39人/日、平成28年度は4.15人/日となった。以降、平均5名前後での推移が続き、利用者の定員数を7名へ増やすという事業の拡大につながっている。

通所を通しての取り組み

通所を通しての取り組みを以下に5点、紹介する。

①院内職員に対する通所事業の理解を目的とした広報

通所担当看護師による病棟看護師へ向けた研修会を実施。院内職員へ向け、通所の持つ機能や、地域から求められている役割の理解促進につながったと考える。また、年に1度、外部の方々も招いて実施する行事として、利用者の個別支援計画書に基づいた「カフェ」を行っており、院内の多職種と通所利用者との交流の機会確保や、通所の活動内容の理解促進につながり、通所の認知度が上がる取り組みとなった。

②全国重症心身障害日中活動支援協議会への加入(病院機構以外の福祉施設との交流)

重症児通園モデル事業の時代から通所事業を継続している事業所や、各地域で核となり実践を積んでいる事業所とのつながりをもつことで、事業展開において必要な情報の共有、問題の協議が可能となった(例:災害時対応、送迎時対応、利用者確保・職

員確保の工夫、制度の解釈と運用)。とくに、施設見学や活動報告の収集は自施設の取り組みにも有益であった。

③近隣支援学校との密な連携

当院の近隣には4つの支援学校があり、それぞれの進路指導担当教員との関係性を構築することで得られる情報(ライフステージごとの傾向、地域ごとの傾向)は重要である。支援学校から「実習生」としての受け入れを行うことで、担任や学校看護師と共に実習として通所利用をしてもらい、学校生活で培った「ちから」「要する支援」等の共有や、卒後の生活のイメージ構築につながっている。

また、支援学校を会場に開催される保護者を対象とした就職フェスタのような事業所説明会イベントにブース参加をすることで、将来の利用者確保につながる機会になると同時に、他の事業所へも当院の持つ機能を知ってもらう機会となった。参加される保護者は60名近く、事業所は20カ所程度の参加があるため、具体的に、その場で相談支援専門員からのケース紹介を受ける等、対外的な広報活動の方法としても効果的であった。

④併用利用されている利用者に対する他事業所との協働

地域の保育園を利用するための協働として、地域の保育園で本人を担当する保育士に、当事業所での当該児童の利用時の様子を知ってもらう機会を設けた。保育士に外来受診にも同席してもらうことで、主治医から直接、本人が要する医療ケアや受け入れ時に配慮を要する点を確認でき、安心して受け入れることが可能となった。また「本人に適した支援」の継続を目的とした協働として、各事業所での利用者の取り組み内容(作業・リハビリ・食事)を実際に、担当職員間で見ると、聞く、知る場を提供した。

⑤新規参入する事業所等からの見学・研修の積極的な受け入れ

近隣の福祉事業所職員からの「医療的ケアに疎い支援者が多く、保護者との関係の中では頼りなさも出てしまう…」との声を受け、福祉事業所で従事する職員(主に看護師)へ医療的ケアに関する研修、意見交換の場を設定した。重症心身障害に特化した事業所だからこそ、という自施設の強みやノウハウを活かすことが可能となったことで、職員のモチベーションアップにつながると同時に、医療機能をもつ事業所であるがゆえに活かせるバックアップ機能(入院・短期・入所等)や役割を再認識できた。

表1 圏域における福祉資源（事業所数）の変化

	H26年	H30年
生活介護	6事業所	8事業所
放課後等デイサービス	4事業所	6事業所
児童発達支援	4事業所	4事業所
日中一時	5事業所	6事業所
医療型短期入所	1事業所6床	2事業所8床

圏域における重症心身障害児（者）の 利用可能な福祉資源の変化

これまでに述べた取り組みが功を奏し、圏域における福祉資源にも変化が現れてきている。表1に示すように、医療的ケアを要する方々が利用できる事業所は着実に増えており、5年の取り組みの中で重症心身障害児（者）への支援に携わる新たな支援者の広がりを実感している。

まとめ 今後に向けて

在宅支援に係る事業（短期入所）を始めて15年、通所を開所して5年、当院を取り巻く環境は、院内のみで完結する業務にとどまらず、地域の多職種・多機関と密接に連携した対応を要する業務への比重が高まる等、大きく変化してきた。今後、国立病院機構がさらに地域から求められる医療・福祉の拠点機関となるためには、職場や職種の壁を越えて互い

に尊重し協働すること、多様性を認め、地域ニーズの変化に順応し続けることが大切ではないかと考える。

現状、通所事業単体での収益は得にくいですが、通所から派生して「外来受診」「リハビリ」「医療入院」「短期入所」につながるケースは多く、将来の大切な「長期入所者」確保という意味合いも大きいと考える。

1事業所のみが、医療的ケアを要する方々の支援を一手に担うことには受け入れ人数等にも限界はあるため、やはり圏域全体で利用できる事業所や資源を増やしていく取り組みを継続することは重要である。通所を通じて「種をまく」ことを丁寧^まに継続し、今後も、重度の障害をお持ちの方々とそのご家族が「在宅生活にゆとりをもって笑顔で過^まごせるような地域作り」に携わることができるよう邁進したい。

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。